

IV

事業量の見込みと確保の方策

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することとされています。

本市では、地理的条件、人口、交通事情、教育・保育を提供する施設等の条件を総合的に勘案し、教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て提供区域については、「全市1区」とします。



幼児期の教育・保育	提供区域
教育・保育事業	全市1区
地域子ども・子育て支援事業	提供区域
(1) 利用者支援事業	全市1区
(2) 延長保育事業	
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
(4) 子育て短期支援事業	
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	
(6) 養育支援訪問事業	
(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
(8) 子育て世帯訪問支援事業	
(9) 児童育成支援拠点事業	
(10) 親子関係形成支援事業	
(11) 地域子育て支援拠点事業	
(12) 一時預かり事業	
(13) 病児保育事業	
(14) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	
(15) 妊婦健康診査	
(16) 産後ケア事業	
(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	

第2節 教育・保育の基本事項

(1) 基本とする国の考え方

- 当該市町村に居住する子どもについて、現在の認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育施設等の利用状況、利用希望等を踏まえて設定する。
- 認定の区分に加え、0歳、1歳、2歳、3～5歳の4区分で設定する。
- 量の見込みについては、国の「算出のための手引き」を活用し、これまでの支給認定の実績値の推移の傾向や大規模開発の予定など、地域の実情を考慮した適切な補正を行う。積算根拠等については透明性の確保が必要。

(2) 認定区分と提供施設

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等により教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分があり、市町村が認定を行います。

認定に基づく施設・サービスの利用に対し、子ども・子育て支援給付が行われます。

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

第3節 幼児期の教育・保育の量の見込みと供給の体制確保

幼児期の教育・保育について、計画期間の各年度における「量の見込み」と、それに対応する「確保方策」は次のとおりとなります。

■教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

項 目		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
令和7年度	① 量の見込み	74	176	7	27	43
	② 確保方策	特定教育・保育施設	187	14	29	37
		地域型保育事業	-	6	6	7
	② - ①		19	13	8	1

(単位:人)

項 目		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
令和8年度	① 量の見込み	63	151	11	30	38
	② 確保方策	特定教育・保育施設	187	14	29	37
		地域型保育事業	-	6	6	7
	② - ①		30	9	5	6

(単位:人)

項 目		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
令和9年度	① 量の見込み	58	137	10	28	42
	② 確保方策	特定教育・保育施設	187	14	29	37
		地域型保育事業	-	6	6	7
	② - ①		35	10	7	2

(単位:人)

項 目		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
令和10年度	① 量の見込み	52	122	10	27	42
	② 確保方策	特定教育・保育施設	187	14	29	37
		地域型保育事業	-	6	6	7
	② - ①		41	10	8	2

(単位:人)

項 目		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
令和 11年度	① 量の見込み	50	118	10	27	43
	② 確保 方策					
	特定教育・保育施設	93	187	14	29	37
	地域型保育事業	-	-	6	6	7
	② - ①	43	69	10	8	1

(単位:人)

確保方策の考え方

○1号、2号は最新の令和6年度実績(見込み)の利用割合⁸を参考に、各年度の推計人口を乗じて見込みました。3号は前計画期間中、増加の傾向にあり、これまでの利用割合の上昇傾向を考慮して見込みました。

⁸ 利用割合：量の見込みにあたり、各事業等について前計画期間中の各年度の対象年齢の人口に対する利用実績数の割合を確認した。その割合を「利用割合」と表現している。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給の体制確保

(1) 利用者支援事業

事業の概要

○教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、様々な子育て支援サービスの利用にあたってサポートをする事業です。

量の見込みと確保方策

基本型・母子保健型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	2	-	-	-	-

(単位：か所)

こども家庭センター型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	-	1	1	1	1

(単位：か所)

地域子育て相談機関

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の方策	10	10	10	10	10

(単位：か所)

確保方策の考え方

- 令和7年度まで子育て支援センター及び子育て支援課における利用者支援事業を継続し、令和8年度からはそれを統合した「こども家庭センター型」として、妊産婦、乳幼児及び全ての子どもと家庭に対しての支援を行います。
- 地域子育て相談機関は子育て親子が気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談することができる場として、子育て支援センター等で実施します。

妊婦等包括相談支援事業

事業の概要

- 妊婦等包括相談支援事業は、改正子ども・子育て支援法により創設されたもので、利用者支援事業の一つに位置付けられています。
- 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育て期まで、切れ目なく、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

量の見込みと確保方策

妊婦等包括相談支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	213	204	198	192	186
確保方策	213	204	198	192	186

(単位：人回／年)

確保方策の考え方

- 全ての妊婦等への支援(1組あたりの面接回数を3回と想定)を行う事業であるため、当該年の0歳推計人口に3を乗じて見込みました。
- 全ての妊婦等に助産師や保健師による面談を実施します。

(2) 延長保育事業

事業の概要

- 保育園、認定こども園等において、保育認定を受けた子どもについて、通常利用時間(保育認定時間)を超えて保育を実施する事業です。

確保方策の考え方

- 保育を実施している法人において、保育士の確保など体制確保が可能になった段階で実施していきます。
- なお、保育短時間対象者においては、保育標準時間の範囲内において延長保育を継続して実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の概要

○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	42	51	43	45	36
	2年生	67	40	48	41	43
	3年生	49	55	35	45	39
	4年生	18	19	20	12	15
	5年生	14	12	12	13	8
	6年生	4	4	3	3	4
	合 計	194	181	161	159	145
確保方策		240	240	240	240	240
(実施か所数)		6	6	6	6	6

(単位：人／年)

確保方策の考え方

- 過去の利用実績は学年・年度により増減があります。学年ごとにこれまでの実績で最も多かった利用割合を参考に、推計人口を乗じて見込みました。
- 児童センター4か所、小学校2か所、計6か所の留守家庭児童会で実施しています。
- 利用時間は下校時から18:00まで(学校休校日は8:00～18:00)です。
- 同体制で継続して実施します。

（４）子育て短期支援事業

事業の概要

- 保護者の疾病等の理由により、家庭での養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業です。
- 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があり、対象施設は児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設などです。

確保方策の考え方

- 対象となる施設が設置されていないため、里親制度の活用の可能性など、調査・研究をしていきます。

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

事業の概要

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	71	68	66	64	62
確保方策	71	68	66	64	62
実施体制	第1子及びハイリスク児：保健師対応 / 第2子以降：保育士対応				

（単位：人／年）

確保方策の考え方

- 各年度の0歳児推計人口を参考に見込みました。
- 全戸訪問を旨とし、量の見込み分の確保方策を設定し、継続して実施します。

(6) 養育支援訪問事業

事業の概要

○育児ストレスや産後うつ等の問題によって、子育てに対する不安を抱える家庭や、様々な原因により養育支援が必要となる家庭に対して、養育に関する指導、助言等を行います。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	21	24	27	30
確保方策	20	21	24	27	30

(単位：人／年)

確保方策の考え方

- 利用割合は増加の傾向のため、直近で把握できる令和5年度の実績値を参考に、今後の増加の可能性を考慮して見込みました。
- 主に保健師が対象家庭を訪問し、支援の内容、時期等については、関係機関で協議しています。
- 継続して実施します。

(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の概要

○要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関職員の専門性強化と、関係機関間の連携強化を図る取り組みを実施するものです。

確保方策の考え方

- 要保護児童の適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会において、代表者会議や個別ケース会議等を開催するなど関係機関と連携・情報を共有しながら、児童虐待防止の推進を図るため、継続して実施します。

（８）子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

○訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

確保方策の考え方

○児童福祉法改正による新事業です。支援が必要な家庭の把握に努めながら、実施体制の確保が可能になった段階で実施します。

（９）児童育成支援拠点事業

事業の概要

○養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へ支援をつなぐ等の支援を包括的に提供することで、虐待防止など、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

確保方策の考え方

○児童福祉法改正による新事業です。実施場所となる拠点を検討し、実施体制の確保が可能になった段階で実施します。

（１０）親子関係形成支援事業

事業の概要

○児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、あるいは同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相談・情報交換できる場を設ける等により、親子の適切な関係性の構築を図る事業です。

確保方策の考え方

○児童福祉法改正による新事業です。実施場所、運営者などを検討し、実施体制の確保が可能になった段階で実施します。

(11) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,101	4,910	4,790	4,598	4,479
確保方策	5,101	4,910	4,790	4,598	4,479

(単位：利用人数／年延)

確保方策の考え方

- 令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり利用が減少しましたが、徐々に利用割合が回復の傾向にあるため、直近の利用割合が継続するものとして見込みました。児童人口の減少に伴い利用人数としては減少の予測となります。
- 子育て支援センター(1か所)で、すくすくタイム、交流広場や子育て相談、おさがり広場、子育てサークルのサポート、講演・講座などを実施。
- 市内児童センター(2か所)で、親子ひろば、わんぱく広場などを実施。
- 継続して実施します。

(12) 一時預かり事業

事業の概要

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を主に昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
- 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)と、それ以外の預かりがあります。

量の見込みと確保方策

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10,065	9,630	9,406	8,923	9,091
確保方策	10,065	9,630	9,406	8,923	9,091

(単位：人／年延)

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	48	45	42	39	38
確保方策	48	45	42	39	38

(単位：人／年延)

確保方策の考え方

- 私立幼稚園で預かり保育を実施しており、利用割合は上昇傾向にあります。
- 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外は、令和5年度から1カ所で実施しており、直近2年間の利用割合は増加しています。
- いずれも直近の利用実績を参考に、今後の増加も想定しながら推計人口に乗じて見込みました。
- 同体制により継続して実施します。

(13) 病児保育事業

事業の概要

○病院等に付設された専用スペース等において、病児・病後児に対して、看護師や保育士が一時的に保育を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36	36	36	36	36
確保方策（か所）	36	36	36	36	36

（単位：人／年延）

確保方策の考え方

○近年の平均的な利用状況と推計人口を参考に見込みました。
○継続して実施します。

(14) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業の概要

○乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （未就学児）	417	417	424	420	433
量の見込み （就学児）	1	1	1	1	1
確保方策	2,786	2,830	2,853	2,879	2,885

（単位：人／年延）

確保方策の考え方

○未就学児は近年の利用の伸びと推計人口を参考に見込みました。就学児は利用実績がほとんどありませんが、依頼の可能性はゼロではない形で設定しました。
○会員の増員を図りながら継続して実施します。

(15) 妊婦健康診査

事業の概要

○妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するとともに、妊娠・出産・育児に関する相談を行い、母親が妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えられるよう医学的検査を実施する事業です。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	994	952	924	896	868
確保方策	994	952	924	896	868

(単位：人／年)

確保方策の考え方

- 出生・0歳の推計人口を基に見込んでいます。全数・14回の受診を目指すものであるため、対象人口(0歳児)推計値×14を確保方策としています。
- 母子健康手帳と一緒に健康診査受診票を発行し、妊娠中の健康診査の費用を負担することにより、出産環境づくりを推進します。
- 継続して実施します。

(16) 産後ケア事業

事業の概要

- 産後の母子に対し、助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業です。令和6年度から「通所型」「訪問型」を実施しています。
- これまでも実施してきましたが、令和7年度から子ども・子育て支援交付金による地域支援事業に位置付けられます。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	148	142	138	133	129
確保方策	148	142	138	133	129

(単位：人／年)

確保方策の考え方

- 令和6年度の事業実績を基本に、「通所型」「訪問型」それぞれの利用割合の予測を推計人口に乗じた上で、その合計から見込みました。
- 同体制により継続して実施します。

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用を助成する事業です(実費徴収分)。
- 市町村民税非課税世帯へは全額補助。

確保方策の考え方

- 国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しての公費による負担軽減について調査・研究をしていきます。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要

○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

確保方策の考え方

○令和元年12月から、NPO法人の設置・運営による小規模保育事業所を実施しています。
○新規施設事業者の参入の促進はもとより、円滑な事業実施に向けての支援・相談・助言などについても調査・研究をしていきます。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和7年度のみ「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、令和8年度以降は「乳児等のための支援給付」が新たに創設され、これに位置付けられることとなります。

事業の概要

○全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

○0歳6カ月から2歳の保育所等に通っていない子どもを対象とします。

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		6	6	6	6
確保方策		6	6	6	6

（単位：人日／年延）

確保方策の考え方

○国の示す算定方法を参考に、推計人口と未就園児数の予測から見込みました。
○実施に向けて、事業者と協議を進め、令和8年度の開始を目指します。

第5節 その他の基本的な取り組み

（１）教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1世帯あたり人員の減少や保護者の就労形態の変化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。また、子どもの人口は減少が続いていますが、幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しています。

幼稚園、認定こども園などにおける一時的な預かりなど、多様なニーズに対応できる体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園による教育・保育の提供体制について、総合的な充実を図る必要があります。

幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、各施設がこれまで培ってきた知識・技能をいかしながら、子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、幼稚園、保育園、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との連携・交流を推進するため、連携・交流事例に関する情報提供や、連携を図るための環境づくりを進めていきます。

（２）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。